

育英資金貸費規則

公益財団法人 克念社

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条第1号に定める人材の養成に関する事業の育英資金貸費制度について規定し、その制度の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(貸費対象者)

第2条 当法人の貸費対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 1、庄内地域に本籍を有し、かつ当地域の高校若しくは高専卒業者
- 2、原則として、4年制大学及び6年制医科大学に在学中の者
大学院生、短大生、各種専門学校生については、その事情による
- 3、品行方正、身体堅固かつ学業成績優良で、確実に大学卒業可能と見込まれる者
- 4、家庭の状況から、学資金の自己調達が困難と認められる者

(貸費申請)

第3条 貸費希望者は、当法人所定の貸費願書に学校の調査書及び両親の所得証明書を添付し、直接若しくは出身高等学校を経由して提出する。

(選考及び採択)

第4条 貸費生は、選考委員会で内定し、貸費内定通知書で直接若しくは出身校を経由して本人に通知する。

貸費内定者は大学入試合格を貸費生採択の条件とする。

(提出書類と決定)

第5条 貸費内定者は、大学入試合格後直ちに(遅くとも3月31日まで)貸費申請書に大学等の合格通知書、戸籍謄本及び本人の写真(名刺判)を添付し提出する。

必要提出書類確認後、理事会に報告し決定する。

なお、5月の第1回支給日までに在学証明書を提出する。

(学資金の貸与)

第6条 学資金は、月額4万円と2万5千円の二種類とし、希望を聴取し当法人が決定する。

貸費生に所定の修学年限の毎年5月、8月及び1月に各4か月分を貸与する。

学資金の支給は、貸費生本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

なお、支給日は、5月、8月、1月の15日(休日は翌営業日)とする。

(貸費の停止、繰上げ回収)

第7条 貸費生が退学を命ぜられた時、また第2条第3号に著しく欠けるところがあると理事会が認めるときは、貸費を取りやめると共に既に貸与した貸費金を直ちに全額返済させるものとする。但し、即時返済が困難な場合は別に返済方法を指示する。

(休学、留年)

第8条 貸費生が休学または留年した時は、貸費を停止する。
休学、留年が2年を超えるときは前条を適用する。

(届 出)

第9条 貸費生が次の事項に該当した時は、直ちに当法人にその旨を書面で届け出なければならない。
1、病気または事故で1か月以上学校を休んだ時、また留年した時。
2、貸費生本人若しくは保証人が住所、氏名を変更した時。

(貸費金の返済)

第10条 貸費生は学校卒業後、直ちに保証人連署の「育英学資金借用証書」を当法人に差し入れ、卒業の翌年度から月払い若しくは年払いの方法で卒業後10年以内に貸費元金を全額返済しなければならない。
貸費金には利息を付さない。
但し、最終返済期日を経過した場合は、事情により利息を付す場合もある。

(貸費者の死亡)

第11条 貸費を受けている者が死亡した時は、保証人若しくはその遺族は速やかにその旨本法人に届出ること。なお、貸費金は本法人の指示に従って返済すること。

(近況報告)

第12条 貸費を受けた者は、貸費金完済後も職業、住所の変更はもとよりその近況を本法人に寄せ永く親密な交誼を持続することに努めること。

(附則)

この規則は、平成12年4月26日より適用する。
この規則の改正は、令和2年2月4日より適用する。
この規則の改正は、令和6年2月16日より適用する。